

岩手県告示第615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、大槌町から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1） 種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
 - （2） 名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（町方地区）
- 2（1） 種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
 - （2） 名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（安渡地区）